

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和49年8月から53年3月までA（地名）の大学に在学していたが、住民票はB（地名）の実家にあつたので、父が50年4月に私の国民年金の加入手続きを行い、大学卒業まで国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となることは考えられないので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金任意加入期間の12か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は国民年金保険料を納付済みである上、申立期間を除いて国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の特殊台帳によれば、申立期間は未納と記録され、申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの保険料が55年2月7日に納付されたことが記録されているが、任意加入被保険者期間にもかかわらず第3回特例納付により納付されたものと推認でき、未納期間の一部を特例納付する場合、古い未納期間から納付することが一般的であり、当該納付記録の前に申立期間である未納期間が残る不自然な記録となっている。

さらに、申立人の申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母は、申立期間は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私は、A 市に住所変更したときに市職員の勧めで昭和 49 年 12 月 23 日に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。60 年 3 月までの保険料は納付書により 1 年分ずつ納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 12 月 23 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、オンライン記録において、前後の期間の保険料は現年度納付していることが確認できる。

また、申立人の夫は、申立人が納付書により保険料を 1 年分ずつ納付していたと具体的に述べている上、申立期間は 6 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 6 月 29 日に納付した領収証書及び同年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を同年 1 月 24 日に納付した領収証書をそれぞれ所持しており、特殊台帳において 52 年 4 月から同年 6 月までの保険料は重複納付として 53 年 11 月 28 日に還付されているところ、還付決議された時点において、申立期間が未納であれば、当該還付保険料は充當可能な申立期間へ充當されるが、その処理は行われていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3556

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から46年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。父はしっかりした性格で、加入当初の5か月の納付を忘れていたということは考えられないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年3月21日に払い出されていることが確認でき、払出時点において申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、その父が申立人と一緒に母の保険料も納付していたと述べているところ、申立期間において、その母の保険料は納付済みとなっている上、申立期間は5か月と短期間であることを踏まえると、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和59年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年4月1日から59年3月31日までA社B支店に継続して勤務した。厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日になっているので、調査の上、同年4月1日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人による申立人が昭和59年3月31日まで勤務していたとする文書回答及び同年4月2日付けの「退職の証明について」（当時の同行B支店長発行）から判断すると、申立人は、同行B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C健康保険組合を引き継いだD健康保険組合から提出された被保険者記録及び企業年金連合会から提出された中脱記録は、いずれも資格喪失日が昭和59年4月1日となっている上、社会保険事務所（当時）、健康保険組合及び厚生年金基金への届出用紙が複写式でなかったと認められる周辺事情もうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年4月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年3月の企業年金連合会の中脱記録により19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に、資格喪失日に係る記録を21年4月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月8日まで

私は、昭和20年4月1日にA社本社から同社B支店に異動となり、21年4月8日に同社本社D（部門）に戻るまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したE社発行の職歴証明書、職歴原票及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和20年4月1日に同社本社から同社B支店に異動、21年4月8日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和20年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われた

とは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から21年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月1日から3年1月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年8月1日まで

私の平成2年4月から3年7月までの標準報酬月額については、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額と源泉徴収票に基づく役員報酬額に差があり、申立期間当時は38万円から39万円くらいの役員報酬をもらっていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成2年4月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した同年分の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月から同年12月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成2年4月から同年12月までの保険料

を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成3年1月から同年7月までの期間については、申立人が提出した同年分の源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計よりも低い額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和54年9月から55年1月までの期間は26万円、同年3月から同年9月までの期間は26万円、同年11月は26万円、56年1月から同年2月までの期間は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年5月までの期間は26万円、同年6月から57年2月までの期間は28万円、同年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月から同年7月までの期間は28万円、同年8月は30万円、同年9月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、58年1月から同年2月までの期間は28万円、同年3月から同年4月までの期間は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までの期間は30万円、同年9月から59年4月までの期間は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から60年4月までの期間は32万円、同年5月は30万円、同年6月から平成元年2月までの期間は32万円、同年3月から2年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月から3年2月までの期間は36万円、同年3月から5年2月までの期間は38万円、同年3月から8年3月までの期間は41万円、同年4月から10年8月までの期間は44万円、同年9月から同年10月までの期間は41万円、同年11月から同年12月までの期間は44万円、11年1月から同年2月までの期間は41万円、同年3月から同年4月までの期間は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から同年9月までの期間は41万円、同年10月は44万円、同年11月から同年12月までの期間は41万円、12年1月は30万円、同年2月から同年11月までの期間は41万円、同年12月は38万円、13年1月から同年10月までの期間は41万円、同年11月から同年12月までの期間は44万円、14年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月から同年9月までの期間は41万円、同年10月は38万円、同年11月から15年2月までの期間は41万円、同年3月から同年4月までの期間は38万円、同年5月から同年7月までの期間は41万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 23 日から平成 15 年 9 月 26 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、全ての給料明細書に基づいて一覧表を作成し、年金事務所で年金記録と照合したところ、給与支給額とオンライン記録上の標準報酬月額が大きく違うようなので、実態を調査し、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、申立人が保管していたA社における給料明細書の内容を記載した一覧表を提出しているところ、当該一覧表は給与支給額及び控除額などの内訳に至るまで詳細に記載されており、元同僚が所持する当該事業所の給料明細書の支給項目と一致している上、当該一覧表の雇用保険料については、給与支給当時の料率で算出される金額と一致していることから、申立人が作成した当該一覧表は当時の給料明細書を基に作成されたことが推認できる。

したがって、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、当該一覧表により、申立期間のうち、昭和54年9月から55年1月までの期間は26万円、同年3月から同年9月までの期間は26万円、同年11月は26万円、56年1月から同年2月までの期間は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年5月までの期間は26万円、同年6月から57年2月までの期間は28万円、同年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月から同年7月までの期間は28万円、同年8月は30万円、同年9月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、58年1月から同年2月までの期間は28万円、同年3月から同年4月までの期間は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8

月までの期間は30万円、同年9月から59年4月までの期間は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から60年4月までの期間は32万円、同年5月は30万円、同年6月から平成元年2月までの期間は32万円、同年3月から2年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月から3年2月までの期間は36万円、同年3月から5年2月までの期間は38万円、同年3月から8年3月までの期間は41万円、同年4月から10年8月までの期間は44万円、同年9月から同年10月までの期間は41万円、同年11月から同年12月までの期間は44万円、11年1月から同年2月までの期間は41万円、同年3月から同年4月までの期間は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から同年9月までの期間は41万円、同年10月は44万円、同年11月から同年12月までの期間は41万円、12年1月は30万円、同年2月から同年11月までの期間は41万円、同年12月は38万円、13年1月から同年10月までの期間は41万円、同年11月から同年12月までの期間は44万円、14年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月から同年9月までの期間は41万円、同年10月は38万円、同年11月から15年2月までの期間は41万円、同年3月から同年4月までの期間は38万円、同年5月から同年7月までの期間は41万円、同年8月は38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を過少に届け出たことを自ら認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年3月23日から同年9月1日までの期間、55年2月、同年10月及び同年12月については、上記一覧表で確認できる標準報酬月額が、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

千葉厚生年金 事案 3550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月から60年4月に退社するまで、A社に勤務したが、C社（現在は、D社）に出向する直前の申立期間の年金記録が欠落しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にA社から出向先のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料は無いが、事業主が資格喪失日を昭和37年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に
係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成5年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月から同年9月までは16万円、同年10月から5年1月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年2月1日まで

私は、昭和60年12月から平成5年1月末までA社B店に勤務したが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は4年2月1日に資格喪失となっている。申立期間において継続して勤務し、給与明細書から厚生年金保険料も控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C健康保険組合及びD企業年金基金から提出された資料では、申立人の資格喪失日は平成5年2月1日と記録されている上、同健康保険組合及び同基金の担当者は、「4年から5年当時の厚生年金保険の被保険者資格に係る届書は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成5年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、D企業年金基金の記録から、平成4年2月から同年9月までは16万円、同年10月から5年1月までは18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月6日

私は、平成19年8月6日に支給された夏の賞与において、厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「A社2007年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、民事調停に係る訴状及び調停調書により、事業主は、申立人に対し解決金を支払っていることが確認できることから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月5日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和45年4月にA社に入社し、同社B支店に配属になった後、50年1月に同社C支店に異動になった。ところが、私の厚生年金保険の加入記録を見ると、C支店に異動になった同年1月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。その後も数次の異動はあったが、私は今も同社に在職中で、継続して勤務している。会社の事務処理ミスと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事個人票及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年1月5日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「人事個人票に昭和50年1月5日にC支店に異動になっているにもかかわらず、当社が保管する厚生年金台帳にお

いてC支店における資格取得日が同年2月1日となっていることを踏まえると、当時の事務担当者の処理誤りである可能性が考えられる。」と回答していることから、事業主は同年1月1日を資格喪失日、同年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成19年12月7日は30万円、20年7月4日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
: ② 平成20年7月4日

私の標準賞与額を確認したところ、A社から平成19年12月及び20年7月に賞与の支給を受け、当時の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の標準賞与額の記録から欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年12月及び20年7月に係るA社の賞与明細書により、申立人は、19年12月7日に30万円、20年7月4日に15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年11月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を28年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年10月は6,300円、28年8月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月20日から同年11月1日まで
② 昭和28年8月15日から同年9月1日まで

私の夫は、昭和21年9月1日にA社に入社し、61年3月31日に退職するまで継続して勤務（グループ会社を含む。）してきたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社歴及び社員原簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和23年11月1日に同社C支店から同社本社、28年8月15日に同社本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額について、申立期間①は、申立人のA社C支店における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から6,300円、申立期間②は、申立人の同社D支店における28年9月の社会保険事務所の記

録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、会社として間違った事務処理をしたという資料は無く、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社（その後、B 社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 4 月 1 日であったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 1 月までは 80 円、同年 2 月から同年 5 月までは 90 円、同年 6 月から 19 年 5 月までは 100 円、同年 6 月から 21 年 3 月までは 120 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
私の父は、A 社（その後、B 社、現在は、C 社）に継続して勤務していたが、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと年金事務所から回答を受けた。納得できないので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の息子は、「私の父は、A 社に昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間勤務していた。」と主張しているところ、生年月日は相違するものの、申立人と氏名が一致し、A 社において昭和 17 年 1 月 1 日（ただし、労働者年金保険料の徴収は同年 6 月 1 日からである。）に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことの記載があり、資格喪失日は空欄となっている厚生年金保険被保険者台帳が確認でき、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されていない。

また、申立期間において当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間を有する元同僚は、「申立人は私の1年先輩として一緒に勤務していた。」と供述している上、上記被保険者台帳に記載された厚生年金保険記号番号は、年金手帳番号払出簿により当該元同僚の記号番号の6番前に払い出されていることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認でき、かつ、上記被保険者台帳の記録は申立人のものと認められる。

一方、申立人及び複数の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳には「全期間に対応する名簿一部照合済台帳『20.3.10（消失）31.12.7（認定）』」の押印が確認できることから、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿は戦災で焼失したと推測され、現存する被保険者名簿については、復元又は書換え後の名簿であると考えられるところ、昭和17年1月に当該事業所で被保険者資格を取得した者は厚生年金保険被保険者台帳から23人が確認できるが、当該名簿からはいずれも確認することができず、被保険者名簿を完全に復元することは困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立期間に係る厚生年金保険の記録のうち資格喪失日が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、申立人等にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間において継続勤務した事実が推認できること、申立期間に係る保険料の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（その後、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人及び元同僚の厚生年金保険被保険者台帳における記録から、昭和17年6月から18年1月までは80円、同年2月から同年5月までは90円、同年6月から19年5月までは100円、同年6月から21年3月までは120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年7月31日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年7月31日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和33年11月13日から同年12月17日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月17日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和33年11月13日から同年12月17日まで

私は、昭和23年4月にA社に入社し、50年7月に退社するまで同社に継続して勤務していた。しかし、30年7月に同社D支店からC支店に転勤になった同年7月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

また、昭和33年11月13日に同社E支店F（職種）に任命された同年11月の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。

調査して、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び持株会社へ移行後、存続するG社から提出された申立人の在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

なお、異動日については、申立人の在籍証明書において昭和 30 年 7 月 20 日付けで同社D支店から同社C支店へ異動と記録されているところ、申立人は、「当時は、転勤辞令の発令から 1 週間後に赴任していた。」と供述していることから、同年 7 月 31 日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の同社C支店における昭和 30 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び持株会社へ移行後、存続するG社から提出された申立人の在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 33 年 12 月 17 日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の同社C支店における昭和 33 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間①及び②当時の資料は保存しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3557（事案 1444 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和35年暮れ頃、国民年金制度の説明会に参加し、36年2月頃A市役所B支所において国民年金の任意加入手続を行った。申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったのに、申立期間が未加入となっていることは納得できないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和39年4月以降であること、ii) A市において同年4月までに払い出された手帳記号番号の中に申立人の氏名により払い出された番号は存在しないこと、iii) 申立期間当時は任意加入対象者であったことから国民年金保険料を遡って納付することはできないこと、iv) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であり、口頭意見陳述においても、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更する新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3558

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から同年12月まで

私が勤めていた会社が昭和55年7月に倒産し、会社都合による退社を要望していたが認められなかったため、同年9月末に一方的に退社した。その後、同年10月過ぎに国民年金の継続手続の案内が自宅に郵送されてきたので、指定された3万円ぐらいの国民年金保険料を指定銀行口座に振り込んだはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者の資格取得日等に係る記載は無く、オンライン記録においても申立人の国民年金記録が存在しないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続について記憶が不鮮明である上、保険料については、自宅に送られてきた「振り込み案内」に従って、指定された3万円ぐらいを郵便局又は金融機関から指定銀行口座に払い込んだと主張しているが、いつからいつまでの期間の保険料を納付したかについては覚えていないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3559

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで

私は、厚生年金保険被保険者証の氏名変更手続のため、昭和50年8月頃、A市役所B出張所（当時）に行った際、国民年金の加入を勧められ、同出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続以降、毎月夫の国民年金保険料と一緒に同出張所で納付した。申立期間の保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月頃にA市役所B出張所で厚生年金保険被保険者証の氏名変更手続を行った際、同出張所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年10月31日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された1,000冊のうちの一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は53年3月頃に行われたものと推認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の氏名変更の届出は同年11月30日に行われたことが確認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間は32か月と長期間であり、加入手続を行った昭和53年3月の時点では、申立期間のうち、50年12月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から54年3月まで

私は、昭和51年3月に婚姻後、同年11月頃、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、順次、納付書で国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和51年11月頃、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を順次納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年5月9日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年6月上旬に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立人の夫の保険料は特例納付したが、自分の保険料は、特例納付及び過年度納付したことはないと述べているところ、申立人の夫の特殊台帳には、昭和36年4月から38年3月までの期間については特例納付、52年4月から54年3月までの期間については過年度納付により、同年5月に納付したことが記録されているが、申立人の特殊台帳には、申立期間に係る保険料の特例納付及び過年度納付の形跡は無く、未納とされている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から5年3月まで

平成2年当時、A市役所から国民年金加入案内の通知が届いたが、私は、B（学校）の学生であり、世帯収入がなかったため国民年金保険料は全額免除（学生免除制度）になるとの説明を受けたので、免除申請手続きを行い、以降、毎年通知が届くたびに免除申請手続きを行っていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月頃、A市役所で国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除申請手続きを自分で行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続きは、C市において6年3月頃に行われ、その際、20歳に到達した2年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、この時点で、申立期間に係る免除申請を遡って行うことは、制度上できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3562

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月
② 昭和57年3月

私は、妻と一緒に国民年金保険料をA銀行B支店で、納付書又は口座引落しで納付していたのに、妻は申立期間が納付済みで、私は未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月にC市からD市に転入し、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、年金手帳の住所記録欄により同年4月に国民年金記録がC市からD市に移管されたことが確認できるが、申立人については、年金手帳の住所記録欄により申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した57年3月まで、国民年金記録はC市からD市に移管されていないことが確認できる。このことは、申立人が54年4月26日にD市に転入したが、同年5月1日に厚生年金保険に加入したため、同年4月に国民年金の転入届けを行わなかったためと推量される。

また、申立人の年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和50年10月1日資格取得、平成元年6月13日資格喪失と記載されており、オンライン記録も同様であったが、国民年金の記録が昭和57年3月までC市からD市に移管されてなかったため、54年4月から57年3月までの期間についてはC市で未納となっていたところ、平成17年8月に昭和54年5月から57年2月までの厚生年金保険被保険者期間が国民年金記録と統合されたことにより、申立期間である54年4月及び57年3月だけが未納期間として残ったものであることから、申立人が申立人の妻と一緒に保険

料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 60 年 8 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を 2 か月ごとに郵送されてきた納付書で、A 市 B 区 C 郵便局、A 市 D 区役所及び D 区 E 郵便局で納付した。私の年金記録が未加入となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市 B 区 C 郵便局、A 市 D 区役所及び D 区 E 郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 49 年 9 月 10 日に国民年金の被保険者資格を任意で取得し、56 年 10 月 24 日に被保険者資格を喪失したことが記載されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、A 市の保管する国民年金自主納付者収滞納一覧表及び F 市の保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人が昭和 56 年 10 月 24 日に被保険者資格を喪失したことが記録されており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 47 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3564

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私の母は、私がA(職種)をしていた昭和49年から50年頃に、それまで未納だった私の国民年金保険料を納付すると言ってくれた。当時の納付書等は残されていないが、45年3月から50年3月までの期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する昭和49年から50年頃は、第2回特例納付実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であるが、保険料を納付してくれたとする申立人の母は既に亡くなっているため、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所等の確認ができず、国民年金に加入した経緯及び納付状況等が不明である。

また、申立人の特殊台帳並びにB市及びC市の国民年金被保険者名簿には、特例納付をうかがわせる記載は見当たらず、申立期間は未納と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納及び未加入期間が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月
② 昭和62年10月

私は、市役所に勤務していた父に厳しく言われ、昭和62年7月及び同年10月の2か月について、勤務していた会社を退職後、国民年金保険料を納付していたはずであるが、未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後2回ほどA市役所本庁で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、平成5年2月5日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号のうちの一つであることが確認でき、同時点で申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付方法、保険料額及び年金手帳の授受についての記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3566 (事案 3133 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 44 年に A 市役所へ転居届を提出したときに、国民年金の加入手続を行い、市の職員から遡って納付することができる 2 年分の国民年金保険料も併せて納付するように言われたので、同年 10 月 14 日に 42 年 4 月から 44 年 9 月までの 30 か月分の保険料を A 市役所で納付しており、所持する国民年金手帳に昭和 42 年度及び 43 年度の検認印がある。

申立期間の保険料は納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者が昭和 44 年 7 月に国民年金の加入手続を行っていることにより、申立人の加入手続も同年 7 月に行われたことが推認できることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、市役所では納付できないこと、ii) 申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間に係る昭和 42 年度及び 43 年度の国民年金印紙検認記録欄に昭和 44 年 10 月の A 市の検認印で割印が押され、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと主張するところ、印紙検認台紙の切り取りは未納の場合でも行う処理であり、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないことから、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとはいえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3567

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年3月まで

私は、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付には関与していないが、申立期間当時勤務していたA（業種）で月に4、5万円ぐらいの給料をもらっていたので、金額は忘れたが、母に自分の国民健康保険料と国民年金保険料相当額を月々渡しており、母がきちんと納付してくれているはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年1月中旬に払い出され、同時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、この際、申立人が20歳になった50年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った54年1月中旬を基準にすると、申立期間のうち51年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母からは聞き取り調査を行うことができず、申立期間における加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は51か月と長期間である上、申立期間の保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年1月まで

私は、結婚後、平成5年の夏頃にA市役所で国民年金の加入について相談したところ、申立期間の国民年金保険料の未納が判明したため、市役所の国民年金担当窓口において現金で一括して納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年の夏頃にA市役所において国民年金の加入について相談したところ申立期間の国民年金保険料の未納が判明したので、市役所の国民年金担当窓口で一括して当該保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間は、同年12月に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったことが推認される上、戸籍謄本及び戸籍の附票により、申立人は結婚後、同年4月にA市へ転居していることが確認でき、転居した時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から55年2月までの期間及び56年3月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から55年2月まで
② 昭和56年3月から57年3月まで

申立期間①については、私は当時、父の被扶養者であり、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた。申立期間②については、会社を退職した後に、私が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされている。

申立期間①及び②について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）から昭和57年6月にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者30名について手帳記号番号の払出状況を調査した結果、任意加入者1名を除き24年11月から27年1月生まれの者の生年月日順に手帳記号番号が払い出されていることから、申立人が居住する市においては、国民年金の適用対象となった者は強制的に国民年金被保険者として適用し、手帳記号番号を払い出していたことが考えられる上、申立人の前後の任意加入者の資格取得日より、57年11月に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、加入時点において、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、具体的な納付状況は不明である上、オンラ

インシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付場所に係る記憶が定かではなく、申立期間②に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3570

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年3月まで

私は申立期間当時、学生で父の被扶養者であった。私の国民年金は父が加入手続きを行い、国民年金保険料も納付しており、私の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となったのは昭和52年4月1日と記入されている。55年から2年間、外国に留学していた期間も含めて父が申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）から昭和59年4月にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、59年6月に申立人の加入手続きが行われたものと推認できることから、加入時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の加入手続き及び保険料を納付したとするその父は既に亡くなっており、具体的な納付状況は不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3571

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私は、A(場所)で大学生であったので、母が住民票のあるB県C市において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと卒業後聞いていた。また、私は母が申立期間の保険料を納付したことを記載したメモを所持しており、母には大学卒業後も繰り返し学生時代の保険料は納付したと確認しているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時大学生であったので住民票のあるB県C市においてその母が申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付をしたと述べているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとするその母は、既に亡くなっていることから、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、その母が申立期間の保険料を納付したことを記載したとするメモ書きを資料として提出しているが、記載内容から当該メモが保険料の納付について記載されたものであるか特定することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月7日から9年3月1日まで

私は、平成7年1月7日から11年3月31日までA社に勤務したが、このうち7年1月7日から9年3月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された採用通知書の写しにより、申立人が、平成7年1月10日に正社員として採用されたことが確認できる上、雇用保険の加入記録により申立人が同日から11年3月31日まで継続して雇用されていたことが確認できる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人が厚生年金保険の被保険者になったのは平成9年3月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、事業主は、「賃金台帳で確認した結果、申立期間については、厚生年金保険料を給与から控除していない。どのような理由で申立人の加入手続きが遅れたかについては、当時の社会保険事務担当者は既に在籍していないので不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、前職における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年12月1日に国民健康保険に加入し、9年3月2日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い国民健康保険を脱退していることが確認できる。

加えて、申立人は、前職における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年12月1日から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生（7年

1月から受給開始) しているところ、在職による一部支給停止措置はA社における被保険者資格を取得した9年3月1日の翌月にあたる同年4月からである。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
私は、A事業所B（部門）より勧誘があり、同部門の研究員となり、同部門の命により、昭和52年5月からC（機関）D事業所（以下「D事業所」という。）のE（職種）として、同僚とともに1年間の勤務をした。申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所から提出されたE（職種）の採用に関する稟議書^{りん}、C（機関）の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にD事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、D事業所の総務担当者は、「当時採用したE（職種）は1年契約が多く、年金には加入させないで、健康保険にのみ加入させていたようである。」と回答している。

また、申立人から提出されたC（機関）の昭和52年分及び53年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料の金額は当時の保険料率を基に計算した健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、D事業所は、申立期間当時、制度上、F共済組合への加入対象であったところ、同組合は、「申立人から申立期間に係るF共済組合員期間証明書請求書が提出されたが、申立人の氏名は、当該組合に登録が無く、申立人の勤務先のG事業所の退職者の中に該当する氏名が無いことから、証明書は発行できない旨を申立人に回答済みである。」としている。

加えて、申立期間当時、A事業所から申立人と一緒にD事業所に派遣された元同僚については、申立人と同じく厚生年金保険の加入記録が無い上、

F 共済組合に照会したところ、「申立人と同じく加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 8 月頃まで
② 昭和 30 年 3 月から 31 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 1 月から同年 7 月まで

私は、申立期間①は、集団就職で昭和 27 年 4 月に A 社に入社して、28 年 8 月に辞めるまで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間②は、B 県へ戻った後に C 社のグループ会社の D 店で 30 年 3 月から勤務したが、C 社で 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間③は、32 年 1 月から同年 7 月まで E 社に F（職種）として勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。これら申立期間について調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 社の所在地、自身の仕事内容及び退職に至る経緯等を詳述していることから、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 29 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当時の事業主の厚生年金保険の資格取得日も昭和 29 年 7 月 1 日である上、当該事業所の新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚二人を調査した結果、二人とも、「同日に資格取得した。」と供述している。

さらに、そのうちの一人は、「厚生年金保険等社会保険に加入する前は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しており、残りの一人は、「当時、G（作業）を行っていたA社とH（作業）を行っていた会社が合併し、そのときに適用事業所になり、厚生年金保険等社会保険に加入した。」と供述している。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、当時の貸金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であることから、申立人の申立期間①当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、D店の事業主が、「申立人は1年ぐらい勤務した。」と回答していることから、申立人が申立期間②に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、C社において昭和31年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、D店からC社に転籍した時期は不明であるが、申立人が両事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和31年7月1日、D店（法人化は平成6年2月）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年10月12日であり、申立期間②は両事業所とも適用事業所になる前の期間である。

また、D店の事業主は、「当時、厚生年金保険の資格取得手続はしておらず、社会保険事務所（当時）に保険料の納付もしていない。」と回答している上、申立期間②当時の事業主の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、C社の事業主の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和31年7月1日であり、申立期間②に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、D店は既に倒産しており、当時の関係書類等は保存されていない上、C社についても既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、当時の貸金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であり、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、E社に係る被保険者名簿において氏名を確認（いずれも、当該事業所が適用事業所になった昭和 32 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得）できることから、申立人は、申立期間③に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚二人は、「入社してから、1 年ぐらい厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」、「入社したのは、32 年 9 月 1 日の厚生年金保険の資格取得日より早く、春頃だった。」と供述していることから、当時、当該事業所は、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 1 月 5 日であり、申立期間③は適用事業所であるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3561 (事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月15日から31年6月1日まで

私の前回の申立てに対する回答は、厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無いので認められないとあるだけで、具体的なことがよく分からない。私は、A社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずであり、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の事業主は、申立人が在籍していたことを確認できる資料が無いと回答しており、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、ii) 当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載が無いことなどから、既に平成20年7月23日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社には正社員として勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張し、再申立てを行っているところ、元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、複数の元同僚は、「自分の勤務期間と厚生年金保険加入期間が一致していない。」と供述している上、そのうちの一人は「厚生年金保険に加入していない者がいたようだ。」とも供述していることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 53 年 5 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に正社員として勤務し、C（業務）についていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「当該事業所では、申立期間当時、社会保険に未加入の者が多かった。」と供述しており、うち一人は、「当該事業所では、妻帯者や特殊な技能をもっている者でないと社会保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、B社は、申立期間当時の関連資料は存在しないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所は、昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所になる前の期間である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用時から 53 年 4 月までの間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA市にあったB社のC事業所に、申立期間②はD県E市FにあったG社のH事業所に、申立期間③はI社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「B社の従業員として社長宅の2階に元同僚約 10 名と一緒に住み込みで勤務していた。」と主張しているが、一緒に勤務していた元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

また、J保健所は、「B社は昭和 46 年 8 月 30 日に開設したが、54 年の調査で営業の実態が無いとの理由により、昭和 54 年度限りで職権にて事業廃止された記録がある。」と回答し、K事業所は、「B社の本社と思われる、L市M区に所在したN社は、昭和 58 年に開業し、62 年に廃業している。」と回答している。

さらに、B社及びN社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「G社の従業員として社長宅の2階に住み込みで勤務していた。」と主張している。

しかし、事業主は、「申立人が社長宅の2階に住み込みで勤務していたことは間違いないが、勤務期間及び時期は不明である。また、昭和41年8月19日に会社を起業し、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年2月1日である。」と回答しており、オンライン記録において、当該事業所が同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となることが確認でき、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、一緒に勤務していた元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「I社に勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成13年8月21日に適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役、専務取締役及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録において、申立人が勤務したとする昭和62年4月から63年4月までを含む期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した23名の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所が初めて適用事業所となった昭和58年1月1日に被保険者資格を取得した18名のうち1名は、「それ以前から勤務していたが、会社は社会保険に加入していないため不安をもち、妻帯者数人で会社に掛け合い、社会保険の加入をお願いした。ただ、会社は保険料負担を嫌がっていたし、家庭を持っていない人は入れてもらえなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 30 日から 35 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A区のB社に勤務し、申立期間②については、同区のC社に勤務し、申立期間③については、同区のD社に勤務した。それぞれの申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A区のB社に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主の氏名を記憶していない上、氏名を記憶している元同僚は、旧姓又は姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、申立人の申立期間①の勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所の隣地に、事業所名の類似するE社（現在は、F社）が確認できることから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、F社は、「G（業種）を経営したことはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の業務等に関する申立内容及び元同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、平成13年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚からは、申立人の具体的な勤務期間及び勤務実態についての供述は得られないことから、申立期間②において厚生年金保険に加入していた元同僚14名のうち、住所の判明した5名に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人の業務等に関する申立内容から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間③の雇用形態について、申立書に「アルバイト・パート」と記載しているところ、当時の事業主は、申立人を記憶していないが、「パートは、社会保険（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間③に厚生年金保険の被保険者資格を有している9名のうち、住所の判明した元同僚4名に照会し、2名から回答を得たが、申立人の保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 8 月まで
私は、A社に昭和 59 年 12 月に入社し、60 年 8 月に退職するまでB（職種）として勤務していたが、その期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している「社員一覧名簿」により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は「申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得に関する届出は行っていない。」と回答している上、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所が申立期間当時加入していたC厚生年金基金は、「申立人に係る加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 34 年頃まで
② 昭和 34 年頃から 36 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 2 日から 45 年 6 月まで

私は、申立期間①は、A区に所在したB事業所又はC事業所に昭和30年6月から34年頃まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなのに加入記録が無い。当時病弱であったことから複数の病院で受診した記憶がある。申立期間②、③及び④は、D区にあったE事業所に34年頃転職し、45年6月まで継続して勤務したが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B事業所の元役員は、申立人がB事業所又はC事業所と記憶している事業所について、申立期間①当時、B事業所とC事業所の両方の名称を使用していたと供述している上、申立人が氏名を挙げた元同僚が申立人を覚えていたことから、勤務期間は特定できないが、申立人は、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間①当時、B事業所及びC事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、上記元同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、申立期間に被保険者として確認できない上、当該元同僚は、「会社は、厚生年金保険への加入を希望する従業員の要請を受けて、昭和38年1月に厚生年金保険の適用事業所になったと思う。それ以前は加入していなか

ったと思うが、厚生年金保険料が控除されていたか否かまでは覚えていない。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の事業主、元役員及び元同僚は、38年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているF社において、適用時から被保険者資格を取得していることが確認できる上、元専務は、「F社は、B事業所（C事業所）から名称変更した会社である。」と供述している。

さらに、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、元役員は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①当時の保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人が当時治療を受けたとする複数の病院を調査したが、申立人の受診時の健康保険の種類を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が氏名を挙げた元同僚が、「申立人は、私が入社した昭和34年4月から退職した39年1月までは継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②及び③にE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は、昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、37年8月31日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間②は適用事業所になる前の期間であり、申立期間③は、適用事業所でなくなった後の期間である。

また、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年12月1日に資格取得している者は申立人以外に7名確認でき、このうち連絡が取れた元同僚2名は、「申立期間②当時に厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶していない。」と供述している。

さらに、申立期間③前後のE事業所及び同社が名称変更したG社（商業登記簿上は昭和38年3月7日に設立。同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっている。）において厚生年金保険の被保険者期間を有する元同僚は申立人以外に4名確認でき、このうち連絡が取れた2名は、「申立期間③当時に保険料を控除されていたかどうか記憶していない。」と供述している。

加えて、E事業所及びG社は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、当時の事業主も死亡しているため、当時の貸金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間②及び③当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人から提出された昭和 42 年 9 月発行の「H（業務）講習・受講証」に勤務先としてG社の印があり、同年 10 月及び同年 11 月に受講したことを示す押印が確認でき、申立人は、この時点で同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社において、昭和 41 年 5 月に厚生年金保険の資格を取得している元同僚は申立人を記憶しているが、同年 9 月に資格取得している者は、「申立人のことを知らない。」と供述しており、また、42 年以後に資格取得している複数の元同僚には申立人を記憶している者がおらず、申立期間④における、申立人の勤務期間を特定する供述を得ることができない。

また、申立人から提出された昭和 45 年度市民税・県民税納税通知書により、所得金額（75 万 5,558 円）に対し課税標準額は 62 万 5,000 円であり、その差額は 13 万 558 円であるが、I（機関）に確認したところ、当時の基礎控除額（13 万円）に符合することから、社会保険料は控除されておらず、申立人は、昭和 44 年に厚生年金保険料を納付していなかったことが認められる。

さらに、G社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④当時の事業主も死亡しているため、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間④当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3567 (事案 361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

私は、前回の申立ての結果、脱退手当金を受け取ったとの通知を受けたが、脱退手当金を受け取った事実はない。申立期間当時、私が使用していたのは特別な印鑑だったので、当該印鑑が使われているのなら書類を見せてほしい。私は、脱退手当金を受け取ったとする委員会の結論に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年3月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等の提出は無いが、脱退手当金を受給した覚えは無いので再調査してほしいとしているところ、再調査した結果においても脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる者で当該事業所の被保険者名簿に「脱」の押印のある元同僚は、「自分で手続した覚えは無いが脱退手当金を受給した記憶がある。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月28日まで

私は、平成6年7月にA社会保険事務所（当時）から呼出しがあり、滞納保険料をすぐに支払うことは無理だろうから社会保険から脱退するように強制され、手続は全て同社会保険事務所が行うとのことであったが、私は書類にサインした記憶は無い。また、申立期間当時は月額93万円の給与で標準報酬月額は53万円のはずであるところ、15万円にされていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、平成6年8月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その半月後の同年9月14日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、4年10月から5年8月までは53万円から15万円に、同年9月から6年7月までは38万円から15万円に、遡及して減額処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間及び遡及訂正届出時に当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は代表者印を自分が管理していたと供述している。

また、申立人は、申立期間当時、A社会保険事務所から呼出しがあり、滞納保険料の支払いについての話し合いが行われていることを認めている。

さらに、申立期間の標準報酬月額について遡及して減額処理が行われたのは、申立人及び申立人の元妻（取締役）の二人だけであり、申立人の元妻が当委員会に平成4年10月1日から6年8月28日までの期間の標準報酬月額の相違について申立てを行った際に、当該申立てに係る提出書類（質問応答書）に、事業主である申立人の供述として、「保険料を滞納し

ており、A社会保険事務所に相談したところ、事業主の年金額を引き下げることによって滞納額を減らすことができる旨の説明を受け、指示に従ったが、元妻の分まで調整されていたとは知らなかった。調整方法についても具体的な説明は無く、自分が老後に受給する年金額については一生減額されるとは思っておらず、一時的に減額された分が滞納保険料に充当されると考えていた。報酬訂正が行われたことにより、逆に過払いが発生しているのではないか。」と記載されていることから、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年頃から 44 年頃まで
② 昭和 44 年頃から 46 年頃まで

私は、申立期間①は、A社にアルバイトとして雇用され、B（業務）を行い、申立期間②は、C社に定時制高校に通いながら2年程度勤務し、D（業務）を行っていたが、いずれの申立期間も厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「正規の社員であれば、社会保険に加入しているので当社が保管している申立期間当時の人事記録に氏名が記載されているはずであるが、申立人の氏名は確認できないことから、臨時社員であったと思われ、当時、臨時社員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、所在の確認できた10名の元同僚に申立人の申立期間①当時の勤務実態について照会したところ、このうち回答があった元同僚8名は、いずれも「申立人のことは記憶していない。」と供述している上、このうち元同僚3名は、「従業員は、社員、準社員、職工及び臨時の4つに区分され、正規の従業員と扱われていた社員及び準社員は厚生年金保険に加入していたが、アルバイトを含む職工及び臨時は厚生年金保険に加入していなかった。申立人が行っていたB（業務）はアルバイトの仕事であった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、適用事業所になる前の期間である。

また、元同僚は、「当時、会社は厚生年金保険に加入していなかったため、自分は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該元同僚、当時の事業主及び他の元同僚1名は、いずれも申立期間②に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時に当該事業所で申立人と同じくD（業務）を行っていた元同僚は、「当時、アルバイトとして勤務していたので、年金手帳も無かった。私の厚生年金保険の加入記録は無いので、申立人も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年頃から 34 年頃まで
② 昭和 34 年頃から 36 年頃まで

私の夫は、申立期間にA県B町（現在は、C市）に所在するD社及びE区に所在する同社F事業所並びにG区に所在するH社（I社）に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、厚生年金保険の記録を確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、B町に所在するD社及び類似する名称の事業所並びにE区に所在する同社F事業所及び類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の妻は、元同僚を記憶していない上、D社の閉鎖登記簿謄本（昭和37年6月21日設立、49年10月1日解散）に記載されている代表取締役、取締役の二人は、オンライン記録において、申立期間①に他の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できるが、当該事業所での加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、G区に所在するH社及び類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の妻は、申立人の元同僚の氏名を覚えていないため、元同僚に当時の申立人の勤務実態等に係る調査を行うことができない。

さらに、H社及びI社の所在地を管轄する法務局において、これらの事業所に該当する閉鎖登記簿謄本は無く、事業主及び役員について調査ができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 6 日から同年 4 月 6 日まで

私は、昭和 36 年 2 月 6 日に A 社（現在は、B 社）に入社した。入社と同時に給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、同年 2 月 6 日から同年 4 月 6 日まで厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 2 月 6 日から A 社に勤務した。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時は、入社以降試用期間が数か月あり、試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、試用期間の有無について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により昭和 36 年に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 11 人に照会したところ、8 人から回答があり、そのうち 7 人は「試用期間があった。」と供述している。

また、申立人が入社した昭和 36 年 2 月前後に入社した 4 人の雇用保険及び厚生年金保険の加入日を比較したところ、全員が申立人と同様に雇用保険の加入日から 2 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、当該事業所では入社と同時に雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険については入社から 2 か月後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3572 (事案 584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から 46 年 2 月まで A 社に継続して勤務し、前回の申立てで、雇用保険の加入が確認できた期間については厚生年金保険の加入記録を回復してもらったが、45 年 1 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間は、まだ記録が欠落しているため、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の記憶及び元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該期間に係る雇用保険の加入記録が無いことから、保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、「申立期間は A 社に勤務し、給与から保険料を控除されていたことは間違いないので、再調査をしてほしい。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「人事記録等は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が入社した昭和 44 年 10 月前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得した元同僚 14 名及び申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名に対し申立人の勤務状況等

を照会したところ、そのうち 11 名から回答を得たが、申立人を記憶している者は 2 名のみであり、当該元同僚 2 名からは申立人の勤務期間及び保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、「昭和 44 年 9 月に B（学校）（現在は、C（学校））を卒業し、同年 10 月に学校推薦で同学院の卒業生 2 名と共に A 社に入社した。」と供述しているが、申立人は一緒に入社した者の氏名を記憶していない上、C（学校）に対し申立人と一緒に就職した者の氏名を照会したが、「記録が残っていないため不明である。」と回答しており、当該元同僚を確認することができない。

加えて、当該事業所が申立期間当時加入していた D 厚生年金基金に申立人の加入記録を照会したところ、当該基金は「申立期間における加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月19日から24年11月1日まで
私の夫の履歴書が見つかり、履歴書には昭和21年4月から24年10月までA社に勤務していたと記載されているのに22年11月19日から退職するまでの期間が厚生年金保険の加入期間と記録されていないことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫の履歴書には、昭和21年4月から24年10月までA社に勤務していたことが記載されているので、当該期間は厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、A社から提出された社会保険加入者一覧表によると、申立人は、21年4月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、退職を理由に22年11月19日に資格を喪失していると記載されていることが確認できる上、当該資格喪失日はオンライン記録と一致する。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について証言は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。